

新しい家畜取引をめぐる

2. 3の問題

允 介 生

昨年11月28日から新しく家畜取引法が施行されたが、その目的の一つは従来の不明瞭な取引を是正し、所謂公正な取引と、適正な価格を構成することによって生産農家の経営を安定さすことであり、このために取引方法として従来の袖下取引を禁じて、せり売り、入札に限るという画期的な規正を加えているのは周知のとおりである。

ところで本県においても、せり市場開催にあたっては、若干のう余曲折はあったが、幸い関係者の理解と協力によって高梁市場を除く7つの一般市場が1月1日を期して一せいにせり売りを開始している。勿論、公正な取引の面からはせり売りが最良の方法であることに論をまたないが、適正な価格構成という面については尚多くの問題を含んでいるようである。これは取引の方法そのものよりも和牛のもつ複雑な経済性から由来する点が多いのであるが……法のうたっている適正な価格構成ということも具体的には非常に難しい問題で、現実には専ら買手（商人）のみによって価格が構成されているというのが実状である。（農業生産物の大部分がそうであるように）生産農家からの適正価格ということになれば当然経営内容からする諸条件を分析して価格構成の問題点を明らかにされなければならないが、実際問題として和牛の飼育経営に関する実証的な研究は、極めて不十分であって、こうした意味からの価格算定は今のところ難しい。

さて飼育経営上の問題は稿を次にゆずるとして、ここでは県南部地帯の新しい取引市場をめぐる2、3の点にふれてみたい。

元々商品としての和牛は肉牛と農用牛との2つに大別されるが、実際の取引上においては完全肥育された一部の肉牛を除いて、その区別は極めてあいまいであり（外の商品に比して）亦農用牛の中にも所謂役用、育成用、繁殖用といった、手段方法の異なる内容を夫々もっておるので、こうした複雑な要因が市場の取引価格に微妙な影響を与えているようである。

このことは、肉牛のみの入場する市場では、価格構成が非常になめらかで、せり取引の成績がよいのに反し、他の市場（肉牛、農用牛が共に入場取引される）は余り芳しくないという結果をもたらしている。

一面買手について見ると、これは大体はつきりと肉商と、素牛を農家へ入れる所謂、あとまや商人の2つに大別されるが何れも大部分が県内の商人で一部の市場に兵庫、大阪、四国の商人が若干見られる程度である。問題となるのは市場によっては極めて小範囲の商人のみで取引される関係から、勢い相場が低調でせり取引を阻害している場合が生ずることである。市場取引の要訣は何と云っても一人でも多くの買手を誘致することであって、県外からの顧客の誘致が必要である。

せり取引が一般市場にとっては全く画期的な新しい試みであるだけにこの運営については尚幾多の問題が残されているようであるが公正な家畜取引という面から、是非共この遂行が期せられなければならない。

と同時に新しい市場取引における価格構成については今少し注視の要があるように思われる。